

豊明市空き家バンク運用要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市内における防災、衛生、景観等の面で周辺に悪影響を与える空き家の発生を防止するとともに、空き家の利活用を促進することを目的とし、空き家バンクの運用に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家等 市内に存在する居住の用に供する一戸建て建物（個人が所有しているものに限る。）であって、現に居住その他使用がなされていないもの（居住その他使用されなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- （2） 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （3） 空き家バンク 空き家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から登録の申込みを受けた情報を登録し、空き家等の利用を希望する者に対し、当該空き家等の情報を提供する制度をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引等を制限するものではない。

（空き家等の登録申込等）

第4条 空き家バンクに空き家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、豊明市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 豊明市空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）
- （2） 空き家等の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- （3） 空き家等の位置図
- （4） 空き家等の外観が確認できる写真

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による登録申込があったときは、登録に必要な調査を実施してその内容を確認し、適当と認めたときは、当該空き家等を空き家バンクに登録し、豊明市空き家バンク登録完了書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の調査に必要な協力を公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に求めるものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により登録された空き家等に関する登録カードに記載された情報を宅建協会に提供するものとする。
- 5 第2項の規定による登録の有効期限は、登録した日より、3年間とする。
ただし、改めて登録の申込みをすることにより、再登録することができる。
- 6 空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家バンクへの登録を申し込むことはできない。

(1) 空き家等が差押えを受けている場合

(2) 空き家等の所有者等が豊明市暴力団排除条例（平成24年豊明市条例第24号）に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）である場合

(3) その他市長が適当でないと認めた場合

（空き家等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、豊明市空き家バンク登録変更届出書（様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の取消し）

第6条 市長は、登録された空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクから当該空き家等の登録を抹消するとともに、豊明市空き家バンク取消通知書（様式第5号）を物件登録者に通知するものとする。

(1) 物件登録者が空き家等の所有権者等でなくなったとき。

(2) 豊明市空き家バンク登録申込書の記載内容に虚偽があったとき。

(3) 物件登録者から豊明市空き家バンク登録取消届（様式第6号）が提

出されたとき。

(4) 所有権者が暴力団員等であると認められたとき。

(5) 空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）

が期限満了日を従過したとき。

(6) 第8条第2項に基づく報告において、交渉成立の報告を受けたとき。

(7) その他市長が適当でないと認めたとき。

（登録された空き家等の利用の申込）

第7条 登録物件の相談、見学、買受け、借受け等を希望する利用希望者は、
豊明市空き家バンク物件利用申込書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込があったときは、登録物件の物件登録者及び宅建協会にその旨を通知するものとする。

（物件登録者及び利用希望者の契約等）

第8条 市長は、物件登録者及び利用希望者の空き家等の売買、賃貸借等の契約及び当該契約に係る交渉については、関与しない。

2 交渉を行った宅地建物取引業者は、その結果について遅滞なく、市長に報告するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

様式第1号（第4条関係）

豊明市空き家バンク登録申込書

年 月 日

豐明市長 殿

申請者 下

住所

(フリガナ)

氏 名

印

連絡先 電話

豊明市空き家バンク運用要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家バンクの登録を申し込みます。

この申込書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

物 件 所 有 者	
物 件 所 在 地	豊明市
交 渉 の 方 法	☐ 間接型 = 契約交渉に関わる全てについて (公社)愛知県宅地建物取引業協会へ仲介依頼します。併せて、同協会への情報の提供を承諾いたします。 ☐ 直接型 = 契約交渉に関わる全てについて、登録者本人が責任をもって行います。

次の掲げる事項に同意します。

- (1) 株式会社LIFULL及びアットホーム株式会社の運営する全国版空き家バンク並びに愛知宅建サポート株式会社の運営する愛知県空き家バンクへ登録すること。
- (2) 空き家バンクへの登録、空き家等の売買、賃貸借等の契約に際して、必要な調査を行うため、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会へ空き家等に係る情報を提供すること。
- (3) 空き家等の売買、賃貸借等の契約及び当該契約に係る交渉等において紛争が発生した場合であっても、契約の当事者間で解決にあたり、市の責任を追及しないこと。

年 月 日

住所

氏名

印

添付書類 豊明市空き家バンク登録カード（様式第2号）、空き家の登記事項証明書又は所有者を確認できる書類、位置図、外観が確認できる写真、その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

豊明市空き家バンク登録カード

物件所在地	豊明市						
所有者等	住所	〒（ ） 					
	氏名				電話		
	携帯電話				FAX		
	Eメール						
所有者の意向	希望形態	☐ 売買 ☐ 賃貸					
	希望価格	☐ 売買（ ）円 ☐ 賃貸（ ）円/月					
補修の要否	☐ 不要 ☐ 小規模な補修必要 ☐ 大規模な補修必要 ☐ 現在補修中						
補修の費用負担	☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ その他（ ）						
利用状況	☐ 空き家期間（ ）年 ☐ 年に数回利用 ☐ その他（ ）						
物件の概要	構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ ☐ その他					
	面積	土 地		㎡			
		建 物	1 階	㎡		2 階	㎡
				坪			
	間取り	1 階	☐ 居間（ 畳） ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他				
			洋室（ ）室		（ ）畳 （ ）畳 （ ）畳		
			和室（ ）室		（ ）畳 （ ）畳 （ ）畳		
		2 階	☐ 居間（ 畳） ☐ 台所 ☐ 風呂 ☐ トイレ ☐ その他				
			洋室（ ）室		（ ）畳 （ ）畳 （ ）畳		
和室（ ）室			（ ）畳 （ ）畳 （ ）畳				
建築年月	年 月		築年数 約（ ）年				
耐震改修の状況	☐ 未診断 ☐ 診断済 ☐ 改修済						
都市計画法関係	☐ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域						
設備の状況	電気	☐ 引き込み済み ☐ その他（ ）					
	ガス	☐ 都市ガス ☐ プロパンガス ☐ その他（ ）					
	風呂	☐ ガス ☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他（ ）					
	トイレ	☐ 洋式 ☐ 和式			☐ 水洗 ☐ 汲み取り		
	水道	☐ 上水道 ☐ 簡易水道 ☐ 井戸水 ☐ その他（ ）					
	下水道	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他（ ）					
	駐車場	☐ あり （ 台分） ☐ なし					
	庭	☐ あり （ ）㎡ ☐ なし					

様式第 3 号（第 4 条関係）

豊明市空き家バンク登録完了書

第 号
年 月 日

様

豊明市長



年 月 日付けで申請のありました空き家バンクの登録については、下記のとおり登録しましたので、豊明市空き家バンク運用要綱第 4 条第 2 項により通知します。

記

以下のとおり、登録完了しました。

登録番号 第 号

登録日 年 月 日

有効期限 年 月 日（登録日から 3 年間）

なお、登録内容に変更が生じた場合は、豊明市空き家バンク登録変更届出書（様式第 4 号）により変更を行ってください。この際の有効期限は当初登録の残期間とします。

様式第 4 号（第 5 条関係）

豊明市空き家バンク登録変更届出書

年 月 日

豊 明 市 長 殿

申請者 〒
住 所
(フリガナ)
氏 名 印
連 絡 先 電話

年 月 日付 第 号で登録完了書のあった登録物件について、下記のとおり登録の変更をしたいため、関係書類を添えて届出します。

記

登 録 番 号	第 号
物 件 所 有 者	
物 件 所 在 地	豊明市
変 更 理 由	
変 更 事 項	

様式第 5 号（第 6 条関係）

豊明市空き家バンク取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊明市長



空き家バンクに登録の登録番号第 号については、下記のとおり登録を取消しましたので、豊明市空き家バンク運用要綱第 6 条第 1 項により通知します。

記

登録取消理由	
--------	--

様式第 6 号（第 6 条関係）

豊明市空き家バンク登録取消届

年 月 日

豊 明 市 長 殿

申請者 〒

住 所

(フリガナ)

氏 名

印

連 絡 先 電 話

空き家バンクに登録の登録番号第 号について、下記のとおり登録
を取消したいので、豊明市空き家バンク運用要綱第 6 条第 1 項により届出しま
す。

記

登録取消理由	
--------	--

様式第 7 号（第 7 条関係）

豊明市空き家バンク物件利用申込書

年 月 日

豊 明 市 長 殿

申請者 〒
住 所
(フリガナ)
氏 名 印
連 絡 先 電話

豊明市空き家バンク運用要綱第 7 条第 1 項により、下記のとおり利用を申込みます。

記

登 録 番 号	第 号
物 件 所 在 地	豊明市
空き家等の売買、賃貸借等の契約及び当該契約に係る交渉等において紛争が発生した場合であっても、契約の当事者間で解決にあたり、市の責任を追及しないことに同意します。	
年 月 日	
住所	
氏名 印	